

此時に於て一九一八年クリストフアーツン Christopheron 氏は吐酒石を埃及住血吸蟲病に應用して卓效を認めて之を報告すると此方面に於ける報告相應で發表され吐酒石の作用が秀で居ることを證するに至つた。

本邦でも大正十二年西葉求氏が宮川氏指導の許に詳細な動物實驗によつて吐酒石の日本住血吸蟲病にも有效なるを證せられた。其の後武藤昌知、川村麟也、風間美顯、田中作一の諸氏も亦同様の報告を發表せられた。宮川、三神氏等はこれを人體に使用して著效を認められた。

爾來吐酒石は寄生蟲及原蟲病の驅蟲劑として廣く應用され其卓效を認められりある。

從來「アンチモン」劑は古くから腐蝕、收斂、吐劑の目的に使用されたが十六世紀末葉より十八世紀中葉に亘る百數十年間大いに其效果を認められ萬病の醫藥として種々な疾患に廣く應用された。其後次第に其聲價を失ひ僅に吐劑として使用されたが本世紀の當初メスニル及ニコル兩氏は Meuril and Nielles 睡眠病に有效なることを推奨し一九〇八年ブランマー及びトムソン Plummer and Thomson 氏等は睡眠病に有效なることを推奨し一九〇八年ブランマー及びトムソン Plummer and Thomson 氏等は睡眠病に有效なることを推奨し一九〇八年ブランマー及びトムソン Plummer and Thomson 氏等は睡眠病に有效なることを認められたものである。

(イ) 吐酒石

「アンチモン」劑中量も有效なるものとして吐酒石を擧げることが出来る。吐酒石 Antimony potassium Tartrat $\text{C}_4\text{H}_4(\text{SbO})_3 + \frac{1}{2}\text{H}_2\text{O}$ は「アンチモン」の複鹽であつて細小透映の結晶或は白色結晶性の粉末で氣中で漸次風化して十七分の水並に三分の熱湯に溶けて弱酸性を呈する、酒精にはとけない。本劑は寄生蟲驅除剤としては昔から家畜の條蟲驅除に用ひられた。

吐酒石は「アンチモン」の「カリウム」鹽であるから其毒性が強く特に心筋に對して有害に作用する。そこで西葉求氏の研究で之を「ナトリウム」鹽に代へて萬有全總株式會社岩垂享理學士によつて製せられたものである。

(ロ) 「スチアナール」 Stibonal $\text{C}_4\text{H}_4\text{Na}(\text{SbO})_3 + \frac{1}{2}\text{H}_2\text{O}$ (Antimony Sodium tartrat) は白色の粉末で無臭容易に水及生理的食鹽水に溶けて微弱な酸性反應を呈する溶液中には「カリウム」「イオン」と「アンチモニーア」共とに解離する。即ち次の化學式の様である。



「スチアナール」の殺蟲作用

「スチアナール」は其溶液中で $\text{Na} \rightarrow \text{C}_4\text{H}_4\text{O}_4(\text{SbO})$ に解離する Sb^{3+} は極めて微弱であるからこの水溶液では何等殺蟲作用がない、これが生體内にて分解し金屬「アンチモン」 Sb^{3+} が遊離せられこのものが向寄生蟲性 Parosito-trop として蟲體に直接に作用し蟲體を死滅させる。

○やある。

西葉氏は實驗的に日本住血吸蟲に對する本劑の作用を詳細に研究せらうた。

同氏は日本住血吸蟲の「セルカリア」を用ひ試驗犬に感染せしめた翌日若しくは數日以内に本劑を體重「プロキロ」 0.005 使用して數回或は數十回の注射を施したのに試驗犬は二頭共五十日以内に於ても何等住血吸蟲の症狀を呈しない其後解剖したのに門脈系統及肝臟内等に蟲體を検出することが出來ず時に顯著な退行變性を呈した蟲體をも見たと云ふ。

この實驗によつて「スチアナール」は住血吸蟲の潜伏期間中に作用して其發病を防止することが知られる。又同氏は定型性の日本住血吸蟲病の發病に際して本劑「プロキロ」 0.005 を一日過ぎに靜脈内に注射したのに六、七回の注射を終るとときは症狀は大いに輕快し糞便内には變性した卵子が多數現はれ十回以上十數回の注射を経たものは完全に諸症狀の消散するのを見た。

「スチアナール」による蟲卵及蟲體の變化

家兔及犬に於て體重「プロキロ」 0.01 瓦は致死量である。 0.01 は耐量で可成強度の急性變化を肝、腎、腸及淋巴腺等に現す。「プロキロ」 0.005 五瓦では治療效果は確實であつて臟器組織の變化は輕度である。 0.001 では尙多少の變化を宿主體内成蟲及蟲卵に及ぼすと云ふ。故に藥用量は體重「プロキロ」 0.005 ～ 0.01 の間である。

「スチアナール」による蟲卵及蟲體の變化

感染試驗動物に「スチアナール」治療を施し之を解剖して臟器及組織内に介在して居る母蟲並びに蟲卵の變化を詳細な組織學的檢索をなしたのに門脈系統に母蟲を見出すことは稀で偶々得る蟲體は強度の退行變性をなし腸壁及肝臟内に少數に見出す蟲卵も亦同じく強度の退行變性に陥り卵子内容は不鮮明となり、細胞壁に核の構造は瞭然となり、終に全然崩壊して石灰の沈着が来る、西氏はこの經過を顆粒性變化、硝子様變化、卵殼、破壊、石灰沈着の四種に分けて觀察せられた。

これらの實驗的所見によつて「スチアナール」の蟲卵及母蟲に對し殺蟲作用のあることが明かに證明せられた。

「スチアナール」は 0.005 乃至 0.01 六瓦を隔日又は三日毎に靜脈内に注入し約十五回又は二十回に亘るものである。

本劑は萬有製藥株式會社の製品で使用法は左の通りである。

第一回注射(一號量) 200 (含有量 0.005 三瓦)

第二回注射(一號量) 300 (含有量 0.005 四五瓦)

第三回注射(三号量) 四〇.8 (全用量〇、六瓦)

第四回注射(四號量) 五〇.8 (全用量〇、七五瓦)

本注射液は一〇.8に付き〇、一五瓦の「スチブナール」を含有するから第一回注射には一號量を静脈内に注射す、そして何等副作用のない場合には隔日に第二號第三號と増量して第四號量を注射し終る時は再び第一號量より注射して「スチブナール」全含有量約七、五瓦に至つて注射を中止するのである。

若し副作用が強い者では注射間隔を延すか、或は量を減じて注射を行ふのである。そして婦人、虚弱者、小兒では各其體質によつて量及び間隔を増減する。

禁忌症

重症な心臓病者「アンチモン」に對し特異體質を有するもの。

副作用

嘔氣、嘔吐、食慾不振、體重減少、腎臓疾患、

(ハ)「ネオストチブナール」。肝臓「チスマ」の條下に述べる。

(二) 鹽酸「ニメチソ」

「ニメチソ」は吐根の有效成分であつて鹽酸「ニメチソ」として使用せられる。

一九一二年ローチャーク Roger 氏は印度に於て「アメーバ」赤痢に使用して其效力を認めてから種々の寄生蟲病患者に試みられる。本剤を初めて住血吸蟲用ひたのは埃及の「アンキサンドリヤ」のツアミク Tsamik 氏であつて一九一三年のことである。次で一九一五年マーチン、メーラー Martin-mayer 氏住血吸蟲に用ひ〇、一瓦宛皮下に注射して病症軽快、血性腰性尿は透明となり、蟲卵が著しく減少したのを認めた。

チアマンラス及チカラス氏等 Dianants, Tsykalas 亦住血吸蟲に本剤が有效であることを證して之れを報告した。

本邦に於ては大正四年池田正賢氏本剤を肺「チスマ」に有效なのを證せられてから安藤亮氏の實驗報告、森安連吉氏の治療報告等の發表があり漸く一般諸家に認められ本剤は肺「チスマ」に有效なる薬剤として用ひられる様になつた。

其の後辻宣治氏、川村誠也氏等は本剤を日本住血吸蟲病に用ひ何れも能く蟲體を死滅させ本剤の有效なことを實驗的並びに臨床的に證明せられた。

辻氏は大正八年家兎六頭に日本住血吸蟲の「セルカリヤ」を感染させ四頭に「ニメチソ」療法を試み一頭を對照とした。

即ち〇、一五%の「ニメチソ」を家兎體重「プロキロ」〇、五一〇、六瓦宛一日一回皮下に注射し中毒を避けるために四日間持続して四日間休み斯様にして注射を反覆する。

試験動物三頭は感染後二十四日目一頭は感染後四十二日目に注射を開始し右の様な注射方法によつて實驗された結果鹽酸「ニメチソ」の普通用量を持続する時は初め雌蟲を萎縮に陥らしめた後之を死滅させ普通用量の八回乃至十回の皮下注射の後には全く雌蟲の痕跡をも見ない。同時に雄蟲も著しく萎縮し遂に死に至るを免かれなかつたと云ふ。而して日本住血吸蟲に対する「ニメチソ」療法は感染後日浅き程良好な結果を得殊に其應用は產卵期前でなければならぬ產卵期を経過する時は普通に産出した成熟卵子に因る病變を避け得ないと云ふ。川村誠也、風間美顯、田中修二氏等は「ニメチソ」を家兔、犬、猿に實驗的に試み有效なことを證しこれを人體患者に試みられた。即ち人體重「プロキロ」〇、〇一四三一〇、〇一八六を毎日皮下注射したのに二〇一三〇回注射後では粘血便は消失すると同時に蟲卵も消失し臨床上患者の一般狀態は頗る改善せられ貧血性は輕減し體重は増加し副作用として特に厭ふべき者はないと報告せられた。

「ニメチソ」の副作用
「ニメチソ」は蓄積作用があるので其使用には注意が必要である。其症狀としては全身倦怠、食慾不振、下肢倦怠、消化器障碍、心臓衰弱、嘔吐、稀に致死例がある。

「ニメチソ」使用法

川村氏等の實驗に基を定めた使用量を左に記せば一日の複方鹽酸「ニメチソ」注射用量は體重「プロキロ」

最低 〇、〇一六一〇、〇一八六瓦
最高 〇、〇三三一〇、〇三七一瓦

注射は皮下注射で最初に一、三日最低量を注射し患者が「ニメチソ」に對し特異質でないことを確めた後は漸次增量して最高量となし粘血便及蟲卵の消失する迄續行して消失後尚兩三日は注射を持續するが良い。注射回數は大約一〇一一五回に至つて止める。患者の體質、體格により注射を毎日には隔日又は休止し再び開始し目的を達するが良い。

第二、「オビスソルキイチ」類 Opisthorchidae

一、肝臓「チスマ」一名竪形口吸 Clonorchis sinensis の驅除

肝臓「チスマ」の驅除に就いては古來諸種の方法が試みられたけれども本蟲は肝臓内輸膽管内に主として寄生するものであるから直接に蟲體

に作用する様な薬剤はなく對症的療法に依るの外はない状態であつたが「アンチモン」剤の住血吸蟲及原蟲類に卓効を奏するのを認められてから本剤の肝臓「チスマ」にも應用せらるゝに至つた。一九一九年ブルック Brug 氏は肝腫大、發熱、水腫、貧血等を呈する肝臓「チスマ」症の一例に吐酒石の靜脈内注射を行つて約三ヶ月間に亘つて吐酒石の總量一、九五瓦を注入したのに患者の症狀は全く消失し遂に再發を見ないで良好な結果を得た。氏はこれを稱して吐酒石は膀胱と共に排泄せられるから膀胱内に寄生する本蟲體を有效に驅除し得るものであろうと云ふた。

大正十一年眞繁氏は色素剤、砒素剤、「キニーネ」、「チモール」、「ナフタリン」等を用ひ動物實驗を行つたのに其結果は何等得る所がなく唯吐酒石のみが比較的多量用ひることによつて有效である様だとせられた。

一九一三年シヤタック氏 Shattuck は三例の支那移民に吐酒石の注射を試みたが左程の效果がなく其翌年一九一四年同氏は更に三人の患者に吐酒石「ズルフ、アルスフニナミン」 Sulphur-naphthoquinone とを交互に注射し初めて有效なことを追加報告した。

大正十三年片田武揚氏は「ズチブナール」を試験家兎に三十回乃至三十六回注射したのに蟲體の發育は著明に障礙せられ又は之を死滅させたことを認めた。

大正十四年龍治節三、草野圓助兩氏は臨床的並に實驗的肝「チスマ」に「ズチブナール」を應用し一定の障礙を成蟲に及ぼし排卵機能をも制限することを認めた。

大正十五年白井光次氏は宮川氏指導の下に於て吐酒石の性狀を改良し之を「ネオスチブナール」と命名せられた。白井氏の改良せられた要點は吐酒石は酸性反應を呈し動物體内に注入された時は體組織と結合して不溶解性の有機化合物に變じ從つて長く體内組織中に沈着して蓄積作用を來し中毒作用を起すものだから之れを「アルカリ」性として注入された薬剤の排泄を早くなる様にして其毒性を低減させたものである。これがためには一定量の酒石酸「ナトリウム」を介して炭酸「ナトリウム」によつて本來の吐酒石を「アルカリ」性としたのである。

(イ) 「ネオスチブナール」 Nesslerial

本剤は斯くて製造されたものであつて其一瓦中には〇、一五六瓦の「アンチモン」を含み其溶液は無色透明で微に鹹味がある。そして本剤の一瓦は「アンチモン」含有量に於て吐酒石の約〇、四五瓦に相當するものだから本剤の一、〇六のそれに相當して居る。

〔ネオスチブナール〕の毒性試験

白井氏によつて行はれた本剤の毒性試験は本剤の一、一%生理的食鹽水を用ひ犬及家兔に就いて試験せられたのに犬體では體重「プロキロ」〇、

〇一八五一回注射にては殆んど何等の症狀を呈することがなく動物はよく之に耐へ〇、〇一一二瓦を注射するときは注射後輕度の呼吸促迫下痢を起し體重は減するが終に死すことはない。〇、〇四四に於ては一晝夜後動物は死ぬ。家兔では體重「プロキロ」〇、〇四四迄は耐量で而も大に於けるよりも注射後の症狀遙かに輕症である〇、〇六六に於て一晝夜で斃死する。而して本實驗に於て本剤の致死量は吐酒石に比し犬體では著差を認めないけれども家兔では約二倍以上の減毒したことが分る、而して本剤は吐酒石と等しく致死量と有效量との間隔極めて近接して居るから動物體内に注入するときは危険な様でも寄生蟲體に有害に作用する分量（體重「プロキロ」〇、〇一一〇、〇〇六六）を一日又は二日の間隔を置いて注射すると其體内でよく異化作用が行はれるから體重「プロキロ」〇、〇一一瓦のときでも十數回迄は著しき副作用なく使用することが出来ると言ふ。

(ロ) 「ネオスチブナール」の治療實驗

又治療實驗として大二十六頭を用ひ之に肝「チスマ」を感染させて檢便によつて蟲卵を證した時本剤の一定量を隔日に靜脈内に注射した。今、犬體重「プロキロ」〇、〇〇六六乃至〇、〇一一瓦（吐酒石の〇、〇〇三一〇、〇〇五）を注射した例に就いて見ると注射十回以内では其糞便中の卵子の數は未だ著しく減少しないが注射回數を重ねるに従つて便中の卵は減少し〇、〇一一瓦の場合では最初一視野に四、五個を認めたものが注射十二三回に及べば一標本中僅かに數箇を検出するに過ぎない。〇、〇〇八八瓦の場合でも注射完了の前後には無卵となるのを認めた。そして蟲體驅除成績を見ると體重「プロキロ」〇、〇一一瓦を十五回注入した第一組の對照例では千百三十六隻の生活蟲體を膣道内に認めたのに反し治療を行つた四例では唯一頭に於て生活蟲體十隻を認めたのみで他の三頭には全然之を見ない即ち體重「プロキロ」使用總量〇、一六五瓦を用ひて罹患動物の七五%に於て膣道内の蟲體を全然驅除することが出來た。〇、〇〇八八瓦を十六回注射した第二組では對照例に於て其膣道内に三百六十八隻の生活蟲體を認めたが注射した五例では内一例に全然蟲體を認めない他の三例でも一隻乃至二十九隻を認めたのみだ、即ち注射動物の四〇%に於て蟲體を全然驅除し得た。

〇、〇〇六及〇、〇〇四四を夫々十八回乃至二十回注射した例でも寄生蟲體を減じた。

(ハ) 「ネオスチブナール」注射による蟲體及蟲卵の變化

白井氏は之に就いても詳細な形態學並びに組織的の検索を遂げられた。今其の一端を述べると試験犬の體重「プロキロ」〇、〇〇六六一〇、〇一一瓦を十數回靜脈内に注入すると其膽管系統に寄生してゐる蟲體に作用して其寄生數を減らし或は全く死滅させることが出来るることは前記の實驗成績を見ても明かに承認されることである。そして規定の注射を終了した動物で數日以内に剖検したものでは當時既に死滅した蟲體で尚ほ膣道内に介在してゐるものは何れも膽汁色素によつて著色せられ死滅後相當の日数を経たものは蟲體の表面糜爛崩壊して蟲體は黒緑色となり

枯葉状を呈してゐる。又死滅蟲體の中には既に崩壊して黒色米粒大の顆粒状の破片に變り。肝管内に介在し或は塊状に集団し膽囊底に沈澱してゐることを見ることが屢々である。

膽道内に於て生存してゐる蟲體でも菲薄纖小で大小不同、且つ蟲體弛緩し外觀一般に蒼白色を呈して居る。

是等の殘存蟲體を鏡下に見ると蟲體の卵巢等丸は萎縮し排泄器は膨大して多量の「アンチモン」が沈着して居る。そして藥劑のため變性した蟲體に就いて其子宮卵子の變化を見ると卵子は一般に減少し子宮内腔は處々に卵子を持たない廣汎な空隙が出來て子宮末端部のものでも卵殼が褐色を呈して居るのは甚だ少く多くは微黃色乃至不透明な白色であつて卵殼には屢々皺襞を生じて卵殼の大きさに不同がある。そして子宮内に於て卵殼が出來て卵細胞の分胞を營むものもあるけれども分胞球の配置は不整頓で各胞球が離解し卵殼内に仔蟲が生じても仔蟲の前後から次第に變性し終に卵殼内容は雪駄様のものに變じ仔蟲は死滅するものである。

(=) 「ネオスチフナール」の使用量

體重「プロキロ」〇、〇〇六六乃至〇、〇一瓦を隔日に十五回以上を靜脈内注射をなした場合に有效である。そして宿主の健康の許す限り注射間隔を延長せながらよりしく。宿主に對する中毒作用と蟲體驅除力に鑑み體重「プロキロ」〇、〇〇八八瓦を隔日に十六回注射した後尙ほ蟲卵を見る様なことがあれば一時注射を中止しても蟲體は本剤に對し耐性とならないから宿主の健康の恢復を待つて再び本分量を繰返すことが得策だと云ふ。

本剤は「スチフナール」一に對して「ネオスチフナール」二・二の割合に使用すればよい。

唯本剤の缺點は製造後日を経たものは變性し中毒することがあるから常に新鮮な藥劑を使用することが必要である。

(=) 「オピスソルキス、オニリホウス」 *Opiischorchis felinus*

本蟲は通常猫の膽囊及膽管内に寄生するもので犬、狐及人類にも見られる我國では未だ人類に見ない。

本蟲寄生によつて來る病變は肝臟「チスター」と同様であろう。

第三、「クロクロムマチード」類 *Troglochromidae*

1. 肺「チスター」 *Paragonimus Westermani* の驅除。

「本蟲の發育環」中間宿主、感染經路及び本蟲寄生によつて宿主の受けける病害等皆明かに研究されたが唯之が驅除法のみ完全なものがない。鹽酸「ニメチニ」の皮下若しくは靜脈内注射は本症に卓効を奏することが池田正賀氏によつて唱導され安藤亮氏は大正六年本剤を動物實驗に用ひて血痰の咯出止み、其内にある蟲卵は減少するか、或は全然消失し其症狀大いに輕快し蟲卵も一定の有害作用を受けるものであると云ふ。

然るに宮川氏の人體實驗、白井氏の犬體に於ける實驗では良好の結果を得られなかつた。

第四、「ベテロフナール」類 *Heterophyidae*

1. 「メタコニムス、ヨガワヤ」 *Metagonimus yokogawai* の驅除

本蟲は明治四十四年横川定氏が糞に一種の包囊蟲を検出し之を犬に試食させて其腸管内に極めて小さい新吸蟲を發見せられたものである。本蟲の寄生部位は空腸の上部及び中部に最も多く。小腸下部及び十二指腸には稀である。

本蟲は其發育の若き時期では深く腸粘膜内に入り込んで固有膜粘膜筋に達して居る。發育するに従つて粘膜面に表はれ来るものだから腺組織は屢々廣く破壊せられることがある。本蟲が多數に寄生する時は屢々慢性腸加答見又は下痢の原因となる。

驅蟲法は十二指腸蟲の場合と同様な方法である。驅蟲劑として「チモール」「ネマトール」等が好んで用ひられる、横川氏は二十八歳の患者に前處置を行ひ翌朝「チモール」と「ナフタリン」の合劑を與へ下劑として「リチネ」油を用ひ驅蟲の結果三千隻の蟲體を得數日後糞便検査によつて再び蟲卵を認めながら「サンクニン」を服用せしめたのに全く無効に終り再び「チモール」「ナフタリン」の合劑により約六百隻を驅蟲し得たと云ふ。

第五、「フアスチオリー」類 *Fasciolidae*

1. 「アバチオラシス、バスキー」 *Fasciolopsis buski* の驅除

本蟲も小腸の上部に寄生し腸内容を喰ひ一種の毒物を排泄する、そのために宿主及蟲體自己も亦害を受けるものである。

病症としては浮腫を來し下痢と便秘と交替に來り營養障礙を起す。時に「チフス」様の高熱を發することもある。其の下痢、血便、鼓脹、食欲亢進或は不振などを來だす。

本蟲は支那に極めて廣く泛瀆して居る。本邦では其症例は支那人にだけ見る。

本蟲の驅除は極めて容易で「チモール」「ベタナフトール」等好んで使用される。尚この屬に肝蛭 *Fasciola hepatica* がある。本蟲は肝臟膽管に

寄生するもので人に寄生するのは稀であつて四十例の報告があるのみである。主として草食動物に寄生するものだから家畜界には其害は由々敷き問題である。病害として肝臓、肥大、貧血、羸弱、浮腫、水腫のために発れる。驅蟲剤として四塗化炭素が賞用される。

第三節 條蟲類

第一項 條蟲類の驅除

條蟲類の驅除は十二指腸蟲類の驅除法と類似なものであるけれども其驅蟲は困難である。

條蟲の内最も容易に驅除されるものは有鉤條蟲で裂頭條蟲、「ナナ」條蟲之に次ぎ無鉤條蟲が最も困難である。そして條蟲類に對し工は其何れにも特效策と云ふものがないから民間薬、醫藥共に其數が多い。驅除の目的とする所は薬剤を以て腸壁に固着して居る蟲體の頭部を麻痺させて腸の蠕動及下劑によつて機械的に宿主體外に排出させるのである。故に薬剤の作用を強大にするには豫め腸内容を出來得る限り空虚にしてこれによつて幾分蟲体をも病的状態になしむるものである。されば條蟲驅除に於ては人體の衰弱は免れない所だから入院治療が最上である。

一、前処置
薬剤投與前兩三日間消化し易い食餌で残渣の少くものを與へて腸内容を比較的少量にして排便を容易にする。

二、驅蟲剤

(イ) 総馬越幾斯

本剤は古來から賞用せられる。

使用法

五〇—一〇、〇—一一、〇—一五、〇瓦の本剤を夫々一瓦宛「カプセル」内に入れて三十分より一時間の内に服用させる。これ以上の大量は使用してはならない。

蟲體頭部の腸管・下部に残り居る際には本剤を微温湯に溶かし灌腸することもある。小兒には單倉を加へるがよい。或は「グミ」を加へて乳剤とすることもある。

使用上の注意

本剤は油類に溶け吸收されて中毒を起すことがあるから「リチヌス」等の様な油類下剤を使用してはならない。鹽類下剤として硫苦「カルルス」及鹽の如きものが賞用せられる。

本剤服用後に来る不快・嘔氣に對しては冰塊が最もよし、或は赤酒「コンニャク」の如きも良果がある。アボラント Aboalant 氏は「メントール」と乳糖各〇、二瓦を「オブラー」に包み薬剤使用前三十分に服用させれば良果があると報告した。

(ロ) 「フキルマロン」並に「フキルマロン」油「フキルマロン」は好んで小兒に用ひられるもので其使用量「一五歲迄は〇、一一〇、三〇、八一二歳には〇、五一〇、七、大人には〇、七一、〇を用ひる。

ボオランスタイン Boelenstein 氏は「フキルマロン」一、〇「リチヌス」油九、〇の割合に混じたものを「フキルマロン」油 Filhouren Oil と命名した。

大人七乃至一〇瓦を一時に使用して良結果がある。

本剤は中毒少なきため小兒に對する薬剤として推奨せられる。

(ハ) *Aspidium Aspidioides*なるものがある。
Aspidium Aspidioides

本剤はスウニテーンに產する一種の總馬の類で *Aspidium spinulosum* 及び *Aspidium dilatatum* から抽出したものである。
フキツシャー Fischier 氏は本剤四瓦を與へて著效を得たと云ふ。既にラウレン Lauren 氏の用ひたものでフリードヨング Friedyung 氏も亦報告してゐる。

総馬「ヨキス」の代用として小兒にはヤーメン、ククロルビーテ、マギシメー Semen Chaulithe Maximae 南瓜子〔「かくわとうなす」〕の實子〔「かくわとうなす」〕が使用される。即ち南瓜子六乃至一〇〇瓦を砂糖と共に處理して舐糊となし之を一時に内服せらる。服薬後三十分で下剤を與へる。クロステル Kloster 氏は南瓜子一〇〇瓦水一〇〇〇を五〇〇に煎出して大人に用ひた。

総馬「ヨキス」の有効成分として「トキリチン」なるものがある。宮川氏の實驗によれば犬に寄生する瓜實條蟲に對しては能く驅蟲力があるけれども總馬には及ばないと云ふ。

(ニ) 「ゼビロール」並に「ホリオール」

ゴールドマン Goldmann 氏はペルシヤに產する「ヤブカウジ」科に屬する「ムセンナ、アビシニア」*Musennia Abyssinica*なる一植物の皮から有効な「ゼビロール」を抽出した。本剤は單獨に用ひては殺蟲作用のみにて驅蟲作用はない。それども之に「チモール」及び「ザリチール」

驅蟲を加へる時は驅蟲作用著しく加はるもので此合劑を「テニオール」と稱へる錠劑として用ふ。

使用法

本劑投與前日腸管内を空虚として翌朝「コクア」一杯の茶を與へた後十分を経てから大人に十三—十五錠を與へる。

(b) 柚櫻根皮 *Cortex ruddiae Granti*

本劑は古來から賞用せらる。支那に於ても古代より殺蟲劑として用ひ歐洲では神代から之を用ひたものである。本劑は浸劑として用ふ。即ち柚櫻根皮五〇瓦を三〇〇疋の水に加へ十二時間前後まで煎出して約一〇〇—一五〇疋に濃縮し之に單含又は橙皮含利別二〇—二三〇瓦を加へて早朝空腹時に内服させる。本劑は異臭がありて味が良くない。

時に胃「カテーテル」にて直接に口内に送入することがある。本劑使用によつて疝痛様疼痛、嘔吐、下痢を來すことがある。即ち眩暈、視力障害、悪氣、嘔吐、心悸亢進、震顫、肝腸筋痙攣等である。特に「タンニン」酸を加へない時には其吸收急激であつて中毒を起し易い。

硫酸「ペルナチリウム」 ○、二—〇、四

タンニン酸 ○、五

覆盆子含利別（若しくは水） III○、○

右合劑一時に服用し十五分乃至三十分後「ゼンナ」浸の様な下劑を與へる。

(c) 「ロハ」花 *Floris Rose*

本品は亞弗利加のアビシニヤ國山嶺地に自生し又は村落に培養する *Hagenia abyssinica* と稱へる薔薇科に屬する喬木の雌性花を落花後に採集して乾燥したものである。

使用法

大人一五一—二〇瓦を錠劑、含利別、舐劑として用ひる。

ヘンノボ *Henoch* シリング *Schilling* 氏等により推奨せられた。

(d) 「カマラ」は印度、瀕洋、支那の東南部、臺灣等に產する大戟科に屬する「くすのはがしは」 *Molophilus philippinus Muller* の果實の表皮に第一に價格の低廉であつて中毒症狀少なく効果多きものが最上であることは論を待たない。然れども不幸にして現今未だ斯の如き薬剤がない、即ち蟲體に有害に作用する藥劑は宿主にも多少其害を及ぼすものである。海仁草、四鹽化炭素、ナフタリン、チモール等の如きは先づ廣く使用せられてゐる、下劑としては硫酸、センナ葉等が用ひられる。

吉田貞雄、豊田一長氏等は三重縣下の一小學校の兒童に就いて糞便検査を行ひ一年間毎月一日海仁草煎(六、〇—八、〇瓦)、「ゼンナ」葉浸を服薬させて一年後再び糞便検査を行ひ驅蟲剤使用前と使用後の成績を比較したのに驅蟲剤使用前には全兒童悉く寄生陽性であつたものが驅蟲剤使用後には八六、五九%陽性即ち一三、四%の驅蟲率を示した。

小竹政吉氏は大阪市内の一小學校兒童約六百名の蟲卵検査を行ふたのに其の中蛔蟲卵のみ三〇%—一四〇%の寄生陽性を示しこれを「サンショニン」「マクニン」「アンテニン」海仁草の各適量を頗用或は三日間連用して各驅蟲剤の効力を比較したのに「サンショニン」「アンテニン」は連用して最も効力偉大で殆んど七〇—八〇、〇%の驅蟲力を示し「マクニン」は六〇、〇%海仁草五〇、〇%の成績を示した。而して頓用では各驅蟲剤の効力殆んど相等しく完全な驅除の目的は達しなかつたと云ふ。

スミリー *Smillie* 氏は南米で小學兒童の十二指腸驅蟲のため左の投薬法を採用した。即ち藥劑投與當時は兒童に朝食を攝らしめないで登校させて左記の様な時間で服薬させた。

午前七時 四鹽化炭素

午前八時 ネマトール

午前九時 硫 粉

四鹽化炭素と「くノボチ」油は一對一の比に與へ年齢一歳に就いて兩薬の總量を〇、一瓦とする、即ち例へば十五歳の兒童には一、〇瓦の四鹽化炭素を午前七時に與へ〇、五瓦の「くノボチ」油を午前八時に與へ兩薬總量を一、五瓦とするのである。

右の方法によつて約三千人の兒童に一回服薬せしめたのに中毒症狀は一例も認めなかつたと云ふ。そして氏はこの投薬法と共に一方に於て便所

の完備と相成り、十一指腸螺旋虫を減少せしむる結果した。

ハーリングス、Fullerborn 氏は回腸化炭素を以て十一指腸蟲に對する圍籠的驅除劑の理想的なものだんじて居る。即ち回氏の擧げた回腸化炭素の回復と、即ち蟲卵を遊ぶ本體は十一指腸蟲に對して效力優秀で低廉、一般に中毒症狀なく而も前臨置藥膏服薬後の下痢等も敢て用ひる必要がだらぬ。但し回腸化炭素は十一指腸蟲（特に雌性「ホカムーラ」）に對して有効だけれども蛔蟲に對しては其効が弱い。然るに「トバカラムーラ」は雌性十一指腸蟲及蛔蟲に對して有効なものやねんかんむね混合して十一指腸蟲及蛔蟲の一種寄生者に與へて効果が多いと報告した。

カミラー及グーハト Smilie and Pessou 屋比等は回腸化炭素、「トバカラムーラ」C、五の混合を推奨した。

ハーリングス Laubhart 氏は回腸化炭素と「トバカラムーラ」の混合を最も効果あるものとした。

(四) 驅蟲の時期

寄蟲の如く一定の規律に統治するものが出来の圍籠やは講義を施行するに對する時期は餘り問題とならなければならぬが、其の様に比較的自由な範囲や生葉作物共他勞働の關係上講義を施行するに對する一定の期間を費さずして其範囲の閑暇な時期を選ぶが良し。即ち春は一般に冬季及び初春が比較的閑暇な時期である。但し此の時期に於ては一般寄生蟲卵併びに仔蟲の抵抗力は弱られて居るから圍籠によつて排泄された蟲卵併に仔蟲は概ね死滅し、或は一小部分のみ潜在生活を営むるやうなから感染する機會が減る。而も人體の一般保護及び抵抗は冬期に於て充實するためのための影響はより取つて想定の有効作用も僅微なものではある。

寄生蟲駆除に関する主要文献

- 1 赤木勝雄 :—腸寄生蟲の驅除藥に就きて 治療新報 第402號
- 2 同 :—蛔蟲驅除法に就て 臨床醫學 第15年 第4號
- 3 Braun—Seiffert :—Die Tierischen Parasiten des Menschen II 3 auf
- 4 Dr. Fullerborn :—Über Tetrahydrokohlenstoff als Antihelminthikum archiv. f. Schiff.—Urg. 1923 Bd. 27.
- 5 板垣四郎、牧野六郎 :—「なとりらむ」即酒石酸脈内注射による犬糸狀仔蟲 Microfilaria immitis の驅蟲實驗
- 6 近藤平三郎、柳比余泰考、安本義久 :—日本製局方註解 日本臘醫學會雜誌 第6卷 第1號
- 7 小林宗彌 :—新製鹽剤「ソーヴェラン」による蛔蟲驅除實驗 中外醫學新報 第106號
- 8 近藤喜一 :—即「テスマ」の「アンチモン」挿法(其二)
- 9 川村謙也、風間美顯、川中修二 :—日本住血吸蟲病防治法に就けて 痘瘍醫學 第330, 7號
- 10 川上漸 :—糸狀蟲病
- 11 片山武揚 :—實驗的糸蟲「テスマ」病家患に對する「スチアナール」の作用に就きて 愛知醫學會雜誌 第31卷 第5號
- 12 武揚昌知、長尾清 :—蛔蟲驅除に就いての臨床實驗 日本の醫界 第17卷 第36號
- 13 宮川米次 :—蛔蟲挿法 實驗醫學雜誌 第10卷 第7號(大正15年)
- 14 同 :—臨床寄生蟲病學 第1版
- 15 三重縣衛生課 :—寄生蟲驅除講義草案
- 16 武揚昌知、佐々木成信 :—蛔蟲驅除藥「チガラキシン」の臨床實驗 東京醫事新報 第5283, 84, 85號
- 17 武揚昌知、片山武揚 :—實驗的日本住血吸蟲病に對する「すちぶなーる」の作用に就けて 愛知醫學會雜誌 第302卷 第1號(大正14年)
- 18 三浦三郎 :—「スチアナール」による日本住血吸蟲病患者の治療實驗 日本微生物學會雜誌 第10卷
- 19 宮路善久 :—「アンチモン」の筋膜注射による「フィラリヤ」病の治療 臨床醫學雜誌 第9年 第108號
- 20 宮川米次 :—最近に於ける二、三の治療實驗 實驗醫學雜誌 第1卷 第5號(大正13年)
- 21 田中栄 :—「ダルタル、エメチック」(和名川硝石)による日本住血吸蟲病の實驗的治療研究に就けて 實驗醫學雜誌 第7卷 第7號
- 22 R. V. Chopra, A. S., C. Chaudhury :—Indian Stomachin. The Indian Medical Gazette Vol. IX No. 11. 1924.
- 23 Snillie :—Control of hookworm disease in South Alabama. The Satulorn Medical Gazette Vol. XIX. 1924.
- 24 小林光次 :—「ネオスチアナール」による實驗的糸蟲「テスマ」即の治瘉研究に就けて 侵染病研究業務報告 大正15年度 第2號
- 25 Sir Leonard Rogers :—Preliminary report on the intravenous injection of antimony in Filariasis. The Lancet, 1919, Vol. II.
- 26 Do :—Further work on antimony intravenously in Filariasis; British med. Journ. 1920, Vol. I.
- 27 武川鹿雄 :—海人草の臨床的並に實驗的研究 京都醫學雜誌 第12卷 第13號
- 28 高畠良樹、淺川鶴一 :—「ナントニン」の蛔蟲驅除作用の本體に關する研究(第二報) 東京醫學新報 第2501號
- 29 江竜治 :—日本住血吸蟲病の實驗的治療「エメチック」の作用に就けて 日新醫學 第8年 第6號
- 30 Von Hans Ziemann :—Zur Actionen (Stibenzyl) therapy bei einige tropischen krankheiten. Deut. med. Wochenschrift Nr. 5, 1924

- 31 渡邊又治郎：一錦馬「エキス」の有効成分と用法とに就きて
32 和田源：「アンチモン」剤(ネオストラーナー)による大「ファイラリヤ」症治療実験
33 吉田貴雄、豊川一長：學給兒童における驅蟲効果に就きて

平醫園雜誌 第158號
實驗醫學雜誌 第11卷 第7號
日新治療 第139號

第十二章 寄生蟲驅除を主治効能とする賣藥調査

第一節 寄生蟲驅除を主治効能とする賣藥に就いて

この調査では三十一府縣より一、六一〇種類の回答を得たが、驅蟲別から見た、主治効能は各府縣共殆んど蛔蟲と蟇蟲との驅除に限られた親がある、其の中で蟇蟲と十二指腸蟲を驅除する目的のものは僅かに二十四種類ほどある、又驅除薬としては「サントニン」と海人草が大部分を占めてゐるが、驅除中に下劑を加入せられたものは四〇八種ある其の他九二一種は驅蟲藥のみで、下劑が併用されてゐない、其下劑としては「フヨノールフタレイン」が最も多く用ひられて一、六一〇種中で一一〇種も處分されてゐる、大黃は六七種、施那は五三種用ひられ、其の他の「ラキサトール」芦薈、「ヤラツバ」などが用ひられてゐる。

本縣の調査によると驅蟲剤では十二指腸蟲は無論であるが、蛔蟲で「サントニン」を單味即ち下劑と併用しない時は非常に驅除率が低く（第二〇表薬品効力調査参照）ことが分った、サントニンのみを三回服用後の驅除率成績は二六、八%であるが、サントニン服用後に硫苦の如き下剤を服用させたものは驅除率は四五、六%の好成績を得てゐる、これに依つて見ると下剤を加入せぬ賣藥は奏効確實でないと思考せらる。

或は必要がなくかも知れぬが幾許か参考になると思ふて茲で聊か賣藥規則に關する沿革を少し述べて見やう。

賣藥の取締は明治三年十二月太政官布告を以て大學東校の所轄と定められ、之を發賣せむとするには藥方書並効能用法定價等を詳細相記し東校に差出すことせられて東校で名實效否等検査の上發賣の免許を與へそして拔群有益の藥方又は製藥類を新に發明する者には七ヶ年間當人の專賣を許して發明の賞として七ヶ年後は其の藥方を明細に記し諸國一般に布告して廣く發行することを許されるのであつた。

明治五年七月太政官布告第二百二號を以て大學東校で賣藥取締を爲すことを廢止せられた。

明治六年三月文部省中に醫務局を置いて太政官から醫制の取調を命ぜられて同年十一月醫制稿が出來上つた。

其の賣藥に關する條項左の様である。

賣藥は其藥味分量効能用法及代價を記し他方廳を経て衛生局に出し免許を受くる者にあらざれば調製を許さず（醫制賣藥に關する條項第七十一條）

同月太政官から醫務局に於て賣藥を検査し之が禁許を指令すべき旨の布告があつた。

明治八年六月太政官布告第二百二號で衛生事務は文部省から内務省の所轄に變更し内務省に第七局を置いて該事務を處理させ、尋て第七局を衛

生局と改められた。其の當時賣藥を甲乙の二種に分け方劑検査の上藥剤分量効用法等相當のもので民間一時の急に應すべきものには免許鑑札、(甲印)を與へ、數十品の藥種を配合し萬病的効能を掲げ眼前有害でないが奏效の目的なき無稽の方劑には「當分發賣不苦候事」の一時鑑札、(乙印)を與へられた。明治十年一月太政官布告第七號で賣藥規則を發布せられた。

其の第二條は「賣藥營業者は藥味、分量、用法、服用量、効能を詳記したる書に族籍氏名を記し其管轄廳を經由して内務省に願出免許鑑札を受けべし」と規定せられた。

明治十一年九月第二十七號布告で右の條項中廳の下八字削除せられ從て以來地方廳に出願免許を受くることになった。

同第八條に賣藥鑑札は滿五年を以て免許期限とし服限満了の場合舊鑑札を返納し新に出願することを規定せられた。

明治十九年勅令第七十二號で賣藥免許期限の制を廢止せられた。

明治四十一年四月内務省衛第二十九號を以て賣藥の無害有効許可主義に關する依命通牒を發せられた。

大正三年三月三十一日法律第十四號で賣藥法を發布せられ現今に至つたものである。

其の第二條に「賣藥營業者賣藥を發賣せんとするときは方名、原料品、及其分量調製方法、用法、用量並効能を記載し主たる營業所々在地の地方長官の免許を受くべし之を變更せむとするときも亦同し」と規定せられてある。

そして同時に賣藥製造發賣者の資格を限定せられた。

大正十五年三月法律第十九號に依り賣藥稅法廢止の件公布せられて同年四月一日から實施せられた。

賣藥の法制は大體以上の通りである。

そこで各府縣からの回答を調べて見ると古いものが甚だ少く、即ち明治十四年山梨縣免許の「サントニン」蛔蟲藥が最も古く次で明治十六年の和歌山縣、佐賀縣、兵庫縣の「サントニン」明治二十年及び二十一年の福島縣、岩手縣、熊本縣、新潟縣の同じく「サントニン」藥が先づ古く發賣許可せられた方である。

條蟲驅除藥では大阪府で明治三十年瓶の實、カマラ、錦馬ニキス、の合劑がある次で明治四十一年廣島縣の石榴根皮、チモール合劑があり大正二年愛媛縣の石榴根皮、セメンシーナ、海人草、檸檬子、山椒の合劑等がある、又十二指腸蟲の驅除藥の許可も甚だ少く明治四十四年大分縣の、「チモール」「ナフタリン」大正十年の兵庫縣「チモール」「ナフタリン」大正十二年佐賀縣の「チモール」「サントニン」昭和三年愛媛縣の「チモール」「ナフタリン」昭和三年の高知縣の十二指腸蟲、蛔蟲、條蟲驅除藥として「チモール」「カマラ」「サントニン」の合劑藥がある。

以上のように如くで今日吾國では各府縣とも一般に官民共に寄生蟲の危害を叫び之が豫防驅除を極めて居るに拘らず何故に賣藥としての民間藥賣

薬が少いのであらうか一見妙な現象の様であるが之れは要するに條蟲、十二指腸蟲の如き寄生蟲の驅除藥は有効藥が賣藥としての處方に適せざることと完全の驅除を行ふには全く醫師に委任しなければならぬだけ困難な治療である關係と思はれる。

次に調べて見て一寸奇に感ぜられることは「サントニン」には「アセトアニリード」の合劑が頗る多きことと大正十五年以降寄生蟲驅除賣藥が劇増して居ることで現に兵庫縣だけでも大正十五年より昭和四和までに百六十方に達して居るのである。

前者は蛔蟲には多くの小兒が發熱を伴ふ爲めに下熱を目的とすることと「アセトアニリード」の光輝が「サントニン」の光輝と似て居るので「サントニン」の分量を多く見せる關係ではあるまいか、又後者は賣藥稅廢止の結果に依るのであると考へられる。

第二節 道府縣寄生蟲驅除藥一覽

北海道廳

方 名	主 治 効 能	原 料 製 作 ノ 大 體	免 許 ノ 年
金 平 丸	小兒五疳ノ蟲下シ	海人草四匁二分 乳糖二匁八分 石榴根皮三匁五分	明治三十一年
天 狗 丸	小兒ノ蟲腹	サントニン〇、〇二廿草粉末〇、〇三 大黃粉末〇、〇四	明治三十二年
セ メ ン	同	サントニン〇、一 蔗粉〇、二	明治三十三年
改良 セ メ ン	石榴根皮、胃蟲驅除	サントニン〇、〇三 乳糖〇、三	明治四十年
鷄 糞 丸	同	サントニン〇、〇五瓦 ヤラッバ末〇、二五 乳糖〇、三瓦	大正三年
鷄 糞 散	蛔蟲蛲蟲下シ	サントニン〇、〇九瓦 石膏〇、六瓦	大正四年
ヤ ン ト ニ ン 散	同	サントニン〇、一瓦 山蘇胡〇、一瓦	同
鷄 糞 散	寄生蟲驅除	サントニン〇、〇五瓦 乳糖〇、三瓦	大正八年
セイロク セ メ ン	蛔蟲蛲蟲下シ	サントニン〇、一五 アセトアニリード〇、二五	大正九年
大 宮 セ メ ン	同	サントニン〇、一 乳糖 一〇	大正十一年
		サントニン〇、〇五瓦 積免帶石〇、三瓦	大正十一年

方 名	主 治	効 能	原 料 製 作 ノ 大 體	免 許 ノ 年
仙 流 丸	蛔蟲、小兒肚毒、健胃、吐乳強壯、暮忤、發搐	蛔蟲、腹痛ノ熱ニモヨシ	五味調合粉末トシ糊ヲ以テ丸トス	明治十六年
セ メ ン エ ン	蛔蟲、曉蟲ヲ驅除ス	サントニン外一品混合	サントニーネ外三品調剤	同
蟲下シ、セ メ ン エ ン	大人小兒蟲下シ	セメンエン一味	明治二十六年	明治二十七年
大人小兒蟲下シ、セ メ ン エ ン	大人小兒ノ蟲下シ			

明治二十九年		海人草外四品調剤
同	同	海人草外六品混合
明治三十一年	明治三十四年	蜘蛛一切ノ特効薬ナリ
サントニン外一品混和	サントニン外一品調剤	大人、小兒蟲下シ、蟲腹痛諸熱ヲ治ス
サントニン外一品調剤	同	蜘蛛、蟻蟲ヲ驅除スルニ效アリ
海人草外六品調剤	同	蜘蛛諸蟲ヲ逐下ス
サントニン外三品混和	明治三十七年	蜘蛛一切諸蟲下シ
サントニン外一品調剤	明治三十九年	蜘蛛ノ妙藥ナリ
海人草外七品調剤	大正三年	蜘蛛、蟻蟲、胃蜘蛛、條蟲ヲ驅除シ胃腸 ヲ強壯ニセシム
海人草外七品調剤	明治三十九年	蜘蛛、指蟲、蟻蟲、蟲熱一切其他蟲ヨリ 起ル諸症ニ大効アリ
海人草外六品調剤	大正三年	胸わろく、腹いたみ、胸蟲、蜘蛛一切ニ妙藥 ヨシ
海人草外十一品調剤	大正四年	蜘蛛、胸蟲ヲ下シ、大小便秘結、食脹ニ してんやまくり、むね蟲おろし

方 名	主 治	効 能	原 料	製 作	免 許 ノ 年
鉢 蟲 必 死 劑	恢 蟲、蠅蟲其ノ他		カヤノ實、カマラ、クフ花、サントニン、綿馬エキス 酒 香、白糖ヲ以テ錠劑トス		明治三十年
タ チ ニ 蝶 ノ 菜 子	蝶 蟲、蝶蟲		サントニン、片栗粉、白糖、寒梅粉ヲ以テ菜子トナス サントニン、アセトニリード、白糖、片栗、寒梅粉ヲ 以テ干菓子トス		明治三十七年
天 王 子 セ メ ン 菓 子	蝶 蟲、蝶蟲		糯米粉、白糖、水飴、マクニン、枸櫞油、フロキシン ヲ蒸溜水ニテ泥狀トシ丸劑トス		大正十五年
マ ク ニ ン ゼ リ ー	同		サントニン、澱粉、アセトアニリードヲ散劑トス		
岩 崎 家 セ メ ン エ ン	同		サントニン、澱粉、白糖、桂皮油ヲアラビヤゴム末ニ テ錠劑トス		
ナ フ モ ー ル	同		チモール、ナフタリン、シナ花末ヲ膠囊ニ入ル		
タ ニ ユ ン 鏡	蝶蟲、蝶蟲、十二指腸蟲		液狀マクニン、白糖、特製滑石、ワニリン、ココア、 桂皮油、薄荷油ニテ錠劑		
蝶 蟲、蝶蟲	同				

柳木縣

方 名	主 治	效 能	原 料	製 法	大 體	免 許 年
除 蟲 散	大小人蟲下シ		サントニン〇・一、乳糖一、〇			
			明治十四年			

山梨縣

廣雅

五二四

大正十五年

セメンエンド散	蟲下シ	同	明治三十四年
一名サンントニーネ散	蟲下シ	明治四十三年	明治四十五年
一、セメンエンド散	蟲下シ	大正七年	大正八年
玉セメンエンド散	蟲下シ	同	大正九年
セメンエンド一名サントニーネ散	蟲下シ	同	大正十一年
退蟲サントニーネ散	蟲下シ	同	大正十二年
起死回生小兒純セメンエンド散	蟲下シ	同	大正十三年
スギサントニーネ散	蟲下シ	同	大正十四年
蟲下シ	同	大正十五年	大正十五年
蟲下シ	同	昭和二年	昭和三年

滋賀縣

方名	主治効能	原料製法ノ大體	免許ノ年
セメンエンド散	蛔蟲驅除	同	明治二十九年
セメンエンド丸	同	明治三十一年	明治三十四年
大人、小兒蟲下シ、セメンエンド散	小人、大人ノ腹痛	サントニン二厘五毛	明治四十年
蟲下シ、セメンエンド丸	大人、小兒蟲下シ	サントニン一厘、硼酸一厘	明治四十二年
同	蟲下シ	サントニン〇、〇五、フェナセケン〇、一五	明治四十四年
大人小兒蟲下シ良藥、セメンエンド散	小兒蟲下シ、蟲熱さまし	サントニン〇、〇五分、硼酸七厘五分	大正二年
所セメンエンド丸	蟲下シ	シナ花末、セナ花、塞梅粉	大正二年
横山蟲下シ	蟲下シ	サントニン二厘六分、アミコール五分	大正九年
小林セメンエンド散	蟲、蛲蟲、侏驅除熱蟲ヲ下ス	サントニン五〇、〇、フェナセケン三五、〇	大正十二年
大人小兒蟲下シ正セメンエンド散	蟲熱さまし、蟲下シ	サントニン〇、一、乳糖一、五	大正十三年
蟲下シ	蟲驅除	サントニン〇、一、大黃末、乳糖	大正十四年
大人、小兒驅蟲蛲蟲下シ	蟲、蛲蟲驅除	サントニン三、五、アセトアニリード七、〇	昭和二年
ヤシタムラ、セメンエンド散	蟲下シ	サントニン〇、一、乳糖一〇	昭和三年
サントニン（一名セメンエンド散）	蟲下シ	サントニン〇、〇三、フェノールフタレンイン〇、一	同
セメンエンド散	蟲下シ	サントニン〇、一、乳糖一〇	同
セメンエンド散	蟲下シ	サントニン〇、〇三、フェノールフタレンイン〇、一	同

岐阜縣

方名	主治効能	原科製法ノ大體	免許ノ年
驅蟲特効、蟲下シセメンエンド散	蛔蟲驅除	同	明治二十九年
セメンエンド丸	同	明治三十一年	明治三十四年
大人、小兒蟲下シ、セメンエンド散	小人、大人ノ腹痛	サントニン二厘五毛	明治四十年
蟲下シ、セメンエンド丸	大人、小兒蟲下シ	サントニン一厘、硼酸一厘	明治四十二年
同	蟲下シ	サントニン〇、〇五、フェナセケン〇、一五	明治四十四年
大人小兒蟲下シ良藥、セメンエンド散	小兒蟲下シ、蟲熱さまし	サントニン〇、〇五分、硼酸七厘五分	大正二年
所セメンエンド丸	蟲下シ	シナ花末、セナ花、塞梅粉	大正九年
横山蟲下シ	蟲下シ	サントニン二厘六分、アミコール五分	大正十二年
小林セメンエンド散	蟲、蛲蟲、侏驅除熱蟲ヲ下ス	サントニン五〇、〇、フェナセケン三五、〇	大正十三年
大人小兒蟲下シ正セメンエンド散	蟲熱さまし、蟲下シ	サントニン〇、一、乳糖一、五	大正十四年
蟲下シ	蟲驅除	サントニン〇、一、大黃末、乳糖	昭和二年
大人、小兒驅蟲蛲蟲下シ	蟲、蛲蟲驅除	サントニン三、五、アセトアニリード七、〇	同
ヤシタムラ、セメンエンド散	蟲下シ	サントニン〇、一、乳糖一〇	同
サントニン（一名セメンエンド散）	蟲下シ	サントニン〇、〇三、フェノールフタレンイン〇、一	同
セメンエンド散	蟲下シ	サントニン〇、一、乳糖一〇	同
セメンエンド散	蟲下シ	サントニン〇、〇三、フェノールフタレンイン〇、一	同

長野縣

五一八

方 名		主 治 效 能		原 料 製 法 ノ 大 體		免 許 ノ 年	
		蛔蟲驅除		散 剤			
セメンエン	一名(蟲下シ)	同	同	サントニン、マグネシヤ	散剤	明治三十九年	
並木せ	メンエン散	同	同	サントニン、石膏	同	大正二年	
セメンエ	ン散	同	同	サントニン、硫酸マグネシヤ	同	大正七年	
セメンエ	ン散	同	同	サントニン、澱粉炭酸マグネシヤ	同	大正八年	
セメンエ	ン散	同	同	サントニン、フエノールフタレイン	同	大正九年	
セメンエ	ン散	同	同	サントニン、乳糖	同	大正十二年	
セメンエ	ン散	同	同	サントニン、アンチヘブリン	同	大正十三年	
セメンエ	ン散	同	同	サントニン、アセトアニリード、澱粉	同	大正十四年	
セメンエ	ン散	同	同	サントニン、フニナセチン、フエノールフタレンノ	同	大正十五年	
和泉屋	ノ蟲下シ散	同	同	サントニン、フニノールフタレイン、白陶土	同	昭和二年	
セメンエ	ン散	同	同	サントニン、フエナセチン	同	昭和三年	
セメンエ	ン散	同	同	サントニン、アセトアニリード	同	昭和四年	
セメンエ	ン散	同	同	サントニン、アセトアニリード、硫酸マグネシヤ	同		
セメンエ	ン散	同	同	サントニン、フエノールフタレイン	同		
セメンエ	ン散	同	同	サントニン、フニノールフタレイン、白陶土、澱粉	同		

卷之三

方 名	主 治 效 能	原 料 製 法 ノ 大 體	免 許 ノ 年
セメンゲンソウ (セメンエヌ散 一名 サントニーホ散)	蛔蟲、肛門蟲等ニ良效ナリ 蛔蟲、蛲蟲	セメンゲンソウ七厘 サントニン〇、〇五、乳糖一、五	明治三十七年
			明治三十八年

福島縣

セメンエン、瑞葉等散	同	大正十一年
セメンエンニン散	蜘蛛	サントニン〇、〇三、乳糖〇、〇三
セメンエンニン散	蜘蛛、蠍蟲	サントニン〇、〇六、乳糖〇、五四、蓖麻子油粉末一、〇
セメンエンニン散	同	サントニン〇、〇三、硫酸マグネシユーム〇、五、乳糖〇、五
新製、サントニン散	同	〇、六、サントニン〇、〇六、フエノールフタレイン〇、五、乳
カシノ、セメンエン	蜘蛛	糖〇、五
タイチウ	蜘蛛、蠍蟲	サントニン〇、〇一、ラキサトル〇、五、乳糖一、五
セメンエン	蜘蛛、蠍蟲	サントニン〇、〇五、ラキサトル〇、四、乳糖〇、三五
セメンエン散	蜘蛛	サントニン〇、〇六、アセトアニリード〇、一四、ラキ
サントニル〇、四	同	サントニル〇、四
サントニン〇、〇八、センナ葉末一、〇、乳糖一、〇	同	大正十四年
	昭和二年	大正十五年
	昭和三年	同

方	名	主 治 効 能	原 料 製 法	免 許 ノ 年
小兒主藥、消 蚊 糖	蛔蟲ニ効アリ	白砂糖、片栗、サントニーネ	明治二十一年	
蟲 下 シ、セ メン 圓	蛔蟲、江門蟲ヲ驅除ス	サントニン、乳糖	明治三十六年	
驅 蟲 ノ	生蟲ヲ驅チ治ス	サントニン、乳糖	明治四十年	
殺 蟲 ノ	生蛔一切ニ効アリ	サントニン	大正五年	
殺 蟲 ノ	蛔蟲、蛲蟲、十二指腸蟲ノ驅除	サントニン、ヤラツバ末、乳糖	同	
大人小人蛲下シセメンエン散	蛔蟲、蛲蟲、條蟲	サントニン、澱粉	大正十年	明治二十二年
小 厎 驅 蟲 散	蛔蟲ヲ驅除ス	サントニン、乳糖	大正十一年	明治三十六年
セ メ ン エ ン 散	蛔、蛲、驅除ニ効ク奏ス	サントニン、アセトアニリード、フェノールフタレイン	大正十四年	明治四十年
セ ト ニ ン 散 一名 セメンエン散	蛔蟲驅除	局方サントニン、局方乳糖	同	大正十五年
セ メ ン エ ン 散	蛔蟲、蛲蟲	サントニン、フェノールフタレイン、澱粉	同	大正十五年
(サントニン散)せはら蟲下藥	同	サントニン、樟脑、澱粉	同	大正十五年

セメンエニン	下シシ	蟲蟲、鱗蟲	同	同	同	同
蟲下シ、セメンエニン	同	同	同	同	同	同
特製驅蟻散	同	同	同	同	同	同
熊主ノ蟲蟲(一名サントニン散)	同	同	同	同	同	同

セメンエニン	下シシ	蟲蟲、鱗蟲	同	同	同	同
蟲下シ、セメンエニン	同	同	同	同	同	同
特製驅蟻散	同	同	同	同	同	同
熊主ノ蟲蟲(一名サントニン散)	同	同	同	同	同	同
セメンエニン	下シシ	蟲蟲、鱗蟲	同	同	同	同
蟲下シ、セメンエニン	同	同	同	同	同	同
特製驅蟻散	同	同	同	同	同	同
熊主ノ蟲蟲(一名サントニン散)	同	同	同	同	同	同

セメンエニン	下シシ	蟲蟲、鱗蟲	同	同	同	同
蟲下シ、セメンエニン	同	同	同	同	同	同
特製驅蟻散	同	同	同	同	同	同
熊主ノ蟲蟲(一名サントニン散)	同	同	同	同	同	同
セメンエニン	下シシ	蟲蟲、鱗蟲	同	同	同	同
蟲下シ、セメンエニン	同	同	同	同	同	同
特製驅蟻散	同	同	同	同	同	同
熊主ノ蟲蟲(一名サントニン散)	同	同	同	同	同	同

セメンエニン	下シシ	蟲蟲、鱗蟲	同	同	同	同
蟲下シ、セメンエニン	同	同	同	同	同	同
特製驅蟻散	同	同	同	同	同	同
熊主ノ蟲蟲(一名サントニン散)	同	同	同	同	同	同
セメンエニン	下シシ	蟲蟲、鱗蟲	同	同	同	同
蟲下シ、セメンエニン	同	同	同	同	同	同
特製驅蟻散	同	同	同	同	同	同
熊主ノ蟲蟲(一名サントニン散)	同	同	同	同	同	同

鳥取縣

セメンエニン

蟲蟲

セントニン

石膏

明治二十三年

セメンエニン

蟲蟲

セントニン

石膏

明治二十三年

五百三

セメンエニン

蟲蟲

セントニン

石膏

明治二十三年

明治三十六年	大正二年	大正三年	大正四年	大正五年	明治四十五年	同	同	同	同	同	同	同	同	同
サントニン、寒梅粉、白砂糖	サントニン、アセトアニリード、澱粉	海人草、使君子、シナ花	サントニン、石膏	サントニン、石符	サントニン、蜜粉、白糖	シナ花、サントニン、苦棟皮、楂榔子	シナ花、楂榔子、センナ葉、甘草	柘榴皮、海人草、楂榔子、使君子	サントニン、アセトアニリード、乳糖	サントニン、澱粉、アラビヤゴム	サントニン、澱粉	サントニン、蜜粉	サントニン、大黃、センナ葉	サントニン、乳糖
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
蝨蟲下し	大人、小兒蟲おぐし	大人、小兒蟲おぐし	蟲おうし	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
長生精、蟲おろし葉子	改良セメン、蟲おろし	食溼蟲おろし	正眞、セメンエン	去蟲	丸糲	同	同	同	同	同	同	同	同	同
日乃出、せめん精	大人、小兒	大人、小兒、むねむしおろし	大人、小兒、むねむしおろし	角輪	下湯	同	同	同	同	同	同	同	同	同
フニルミ	セムシ	セメントメンエン	セメントメンエン	蝨蟲驅蟲劑、角輪施綿糖	蝨蟲驅蟲劑、角輪施綿糖	同	同	同	同	同	同	同	同	同
大正十五年	大正十四年	大正十三年	大正十一年	大正八年	大正六年	大正六年	大正六年	大正六年	大正六年	大正四年	大正四年	大正四年	大正四年	大正四年

方 名	主 治 效 能	原 料 製 法	免 許 年
蛔蟲驅除、セメンエンむし藥 對症蟲下シ藥 第二號	蛔蟲	サントニン、唐石膏	大正四年
休安蟲おろし	蛔蟲	サントニン〇、〇五 セメンシナ花末一、〇〇 乳糖〇、五	大正十一年

セメン圓むし下し 大人、小兒蟲下し
特製完全セメンエン
網島
サントニン〇、〇、〇、五 アセトアニリード〇、〇、〇、七五
サントニン〇、〇、一 アセトアニリード〇、一 薬粉一、〇
同
大正十三年

加
四

